

私立高等学校等授業料軽減制度のお知らせ

授業料軽減制度は、北海道の制度で、就学支援金に加えて学費（授業料、施設設備金、諸経費等）が減額される制度です。

授業料軽減制度の認定は、就学支援金等と同様にマイナンバーによる認定を行います。

令和4年度の授業料軽減額は以下のとおりとなっております。

4月から6月	7月から翌3月		
令和3年度（令和2年所得）※算定基準額（マイナンバーによる算定）	令和4年度（令和3年所得）※算定基準額（マイナンバーによる算定）	就学支援金 （授業料無償化）	授業料軽減 補助金額 （最大）
世帯年収 590 万円未満程度 （算定基準額 154,500 円未満）		33,000 円	1,750 円

※ 所得判定基準（算定基準額）＝市町村民税の課税標準額×6％－調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じた額）

5年生、6年生で昨年7月から授業料軽減を受けていた方は、本年4月から6月も引き続き該当となるため、個別に授業料軽減申請書を配布いたします。

4年生につきましては、入学時に提出していただいたマイナンバーによる算定基準額が授業料軽減に該当している場合、個別に授業料軽減申請書を配布いたします。

なお、令和4年7月の就学支援金の算定基準額見直しにより、新たに授業料軽減に該当した場合は、該当した方に個別に申請書を配布いたします。

◎家計急変世帯の制度（授業料軽減制度）

・家計急変（失業（自己都合退職は除く）、倒産、解雇、新型コロナウイルスによる減収、被災、6カ月以上の長期療養、離婚等）により、向こう1年間の収入の推計が「590万円未満程度」まで下がった場合、北海道の制度である「授業料軽減制度」の適用を受けることができる場合があります。

・月額授業料（授業料・施設設備資金・諸経費）を就学支援金と合算して最大、34,750円まで補助します。

・判定基準は、就学支援金と同様（算定基準額が154,500円未満）です。

（ただし、家計急変前の収入が年収590万円未満程度の世帯は、変更がない場合もあります。）

・必要書類は、「授業料軽減申請書」、「生活状況に係る申立書」、「家計急変理由に応じた添付書類」です。

・申請書類は、事務室にあります。

問い合わせ先 事務室 織田
011-711-7161（内線226）